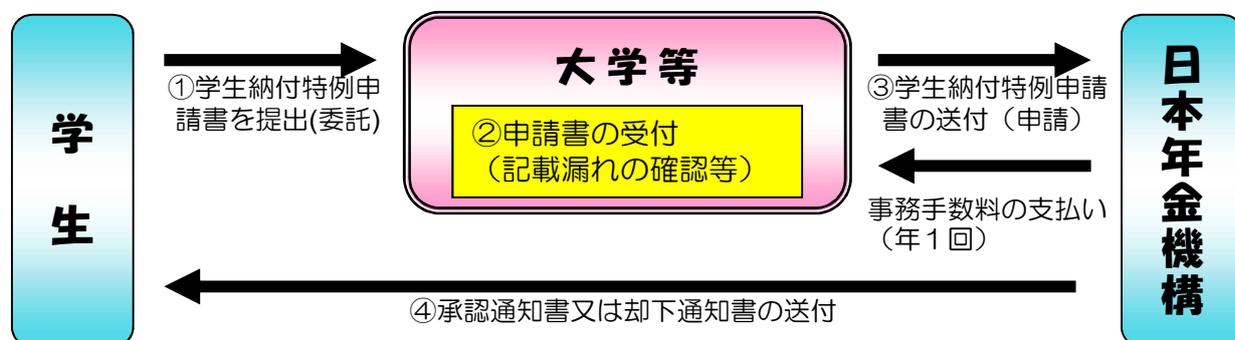


学生納付特例事務法人制度をご存知ですか



学生納付特例事務法人制度とは？

- 所得の低い学生の方が、国民年金保険料を納めないことによって、将来の老齢基礎年金や、不慮の事故等による障害基礎年金が受け取れなくなってしまうことを防止するために「学生納付特例制度」が設けられています。
- この制度を活用するためには、初めての申請の際に学生が市区町村の窓口で申請を行う必要がありますが、できるだけ申請しやすい環境を整備し、学生の年金受給権を確保する観点から、**学生納付特例事務法人の指定を受けた大学等であれば、学生の委託を受けて、学生納付特例の申請を代行できる**こととし、学生納付特例制度の一層の普及・推進を図るものです。



学生納付特例事務法人になるためには手続が必要です！

- 学生納付特例事務法人になるためには、申出書に必要書類を添えて、日本年金機構東北地域第一部経由で東北厚生局に提出していただく必要があります。
- ご不明な点がございましたら、東北厚生局年金管理課調整係（☎022-208-5330）、または日本年金機構東北地域第一部運営グループ（☎03-5344-1100（代表番号））までお問い合わせください。